

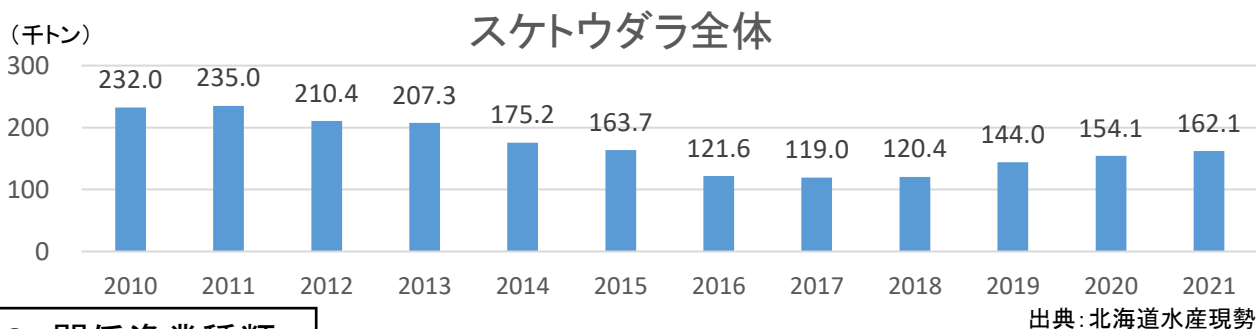
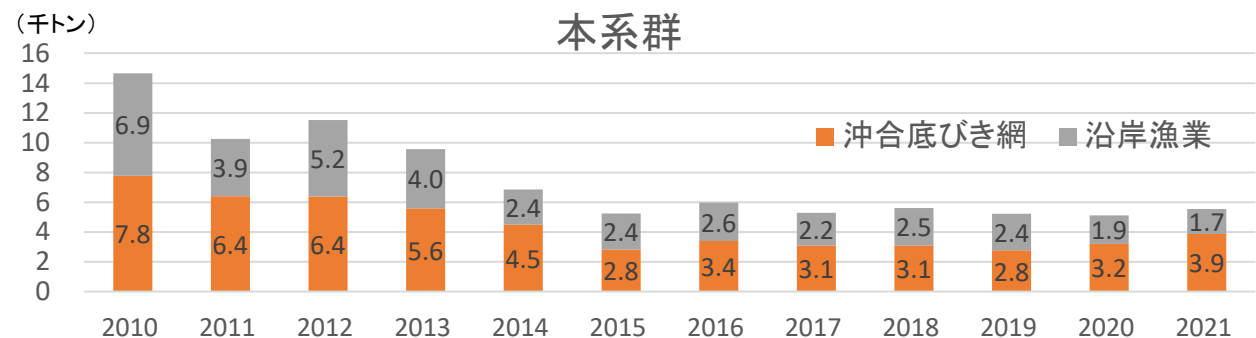
## 北海道における スケトウダラ日本海北部系群の広域資源管理

### 1 資源及び漁獲の状況

本系群の資源量(2歳以上の総重量)、親魚量は1990年漁期(4月～翌年3月)に資源量86.8万トン、親魚量34.2万トンであったが、その後は2000年代前半に掛けて長期間減少傾向が続いた。2000年代後半以降は資源量、親魚量ともに増減しつつ低い水準に留まっていたが、資源量は2014年漁期以降、親魚量は2016年漁期以降増加傾向にあるものの、依然として低い水準にある。2022年漁期の資源量は30.2万トンと前年から増加し、親魚量は10.8万トンであった。

本系群は、沖底、はえ縄、刺し網などの漁業によって漁獲されており、主漁場は北海道西部日本海海域である。檜山～後志地方沿岸では沿岸漁業によって産卵場に来遊する成魚が漁獲され、石狩湾以北の海域(積丹岬北～武蔵堆周辺)では、沖底によって6～9月にある禁漁期を除き周年漁獲が行われている。

### (参考) 北海道における漁獲量の推移



### 2 関係漁業種類

沖合底びき網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業

### 3 資源管理目標

本系群の資源管理の目標は、資源管理基本方針において、次のとおり定めている。

- 1 目標管理基準値 380千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 171千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 暫定管理基準値 限界管理基準値である171千トン
- 4 禁漁水準値 25千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

### 4 関係者による連携を図るための体制

本系群の漁獲の大半を占める北海道の漁業においては、すけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、各地区ごとに設置されている資源管理推進委員会等による資源管理措置の確実な実施を図ることとしている。

## 5 資源管理措置

| 資源管理措置の内容                                                                                                                                                                                                     | 漁業種類                                      | 令和 4 年度の取組実績                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【①漁獲努力量の削減（強度資源管理タイプ）】</b><br>・すけとうだらを目的とした総操業隻日数※の削減<br>※1 隻が 1 日当たり、すけとうだらを 1t 以上漁獲した日を 1 隻日とする。                                                                                                         | 沖合底びき網漁業                                  | ・令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの総操業隻日数は 102 隻日（上限：204 隻日）。<br>小樽：56 隻日（上限：108 隻日）<br>稚内：46 隻日（上限：96 隻日）                                                                 |
| ・総操業日数の削減                                                                                                                                                                                                     | すけとうだらはえ縄漁業（檜山地区）<br>すけとうだら固定式刺し網漁業（島牧地区） | ・檜山地区の令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの総操業日数は 259 日（上限：467 日）。<br>・島牧地区の令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの総操業日数は 73 日（上限：157 日）。                                         |
| <b>【②小型魚の保護】</b><br>・体長 30cm 又は全長 34 cm未満のすけとうだらの漁獲は一操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の 2/10 を超えない。<br>・一揚網又は一揚縄当たり、体長 30 cm又は全長 34 cm未満のすけとうだらの重量が 2/10 を超えた場合には、体長 30 cm又は全長 34 cm未満のすけとうだらの漁獲を回避するため、漁場の移動等の適切な措置を講ずる。 | 沖合底びき網漁業<br>すけとうだら固定式刺し網漁業<br>すけとうだらはえ縄漁業 | すけとうだら固定式刺し網漁業・すけとうだらはえ縄漁業<br>・体長 30 cm又は全長 34 cm未満のすけとうだらの漁獲が 1 操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の 2/10 を超えなかった。<br>・一揚網又は一揚縄当たり、体長 30 cm又は全長 34 cm未満のすけとうだらの重量は 2/10 を超えなかった。       |
| ・小型魚の漁獲割合が一定量（20%）を超えた場合には、漁場移動等を行う。また、一日当たりの総水揚量が一定量（800 t）を超えた場合は翌操業日の操業を自粛する。<br>・資源の良好な加入が確認された場合には、期間を定めた休漁等の検討を行い実施する。                                                                                  | 沖合底びき網漁業                                  | 沖合底びき網漁業<br>・令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの間、一揚網当たりの小型魚の漁獲量は総漁獲量の 20%を超えることはなかった。<br>・令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの間、1 日の総水揚量は一定量（800 t）を超えなかった。                   |
| <b>【③産卵親魚の保護】</b><br>・操業期間の短縮。<br>・卵巣が成熟した場合は終漁する。<br>・プール制による漁獲圧の緩和と相互扶助。<br>・保護区の設定。<br>・体長 36 cm以下の未成年魚が漁獲された場合は漁場移動。                                                                                      | すけとうだらはえ縄漁業（檜山地区）                         | ・11 月 1 日～3 月 31 日の許可期間に対して、12 月 10 日～2 月 13 日の操業期間とし、漁期前後を休漁。<br>・卵巣の成熟が見られ、2 月 13 日に終漁。<br>・主要漁場の爾志海区では、水揚げ金額を 9 隻で均等配分。<br>・熊石沖の産卵場所を全面禁漁。<br>・体長 36 cm以下の未成年魚に留意して操業。 |
| <b>【④その他】</b><br>・底建網等の「その他漁業」にあつては資源管理協定に準じた措置の指導や北海道庁による若干見合量の提示等、すけとうだら固定式刺し網漁業にあつては操業期間の短縮などを行う。                                                                                                          | 沿岸漁業（すけとうだら固定式刺し網漁業、底建網漁業等）               | ・休漁期間を設定し、操業日数を削減（固定式刺し網漁業）。<br>・各振興局より漁協毎の若干見合量を提示（その他漁業）。                                                                                                               |